

## 諮問第1号 諮問事項の整理

**1 国民健康保険と介護保険の間の情報の授受**

- ①介護保険課から国民健康保険課に次の個人情報を提供すること(目的外利用)  
〔介護保険被保険者データ(被保険者番号、氏名、給付実績ほか)〕
- ②国民健康保険課から介護保険課に次の個人情報を提供すること(目的外利用)  
〔支給額計算結果(世帯負担総額、世帯支給総額、所得区分ほか)〕
- ③上記①、②の取り扱いに係る本人通知を省略すること。

**【説明】**

実施機関内の個人情報の利用なので目的外利用が問題となります。

国民健康保険課が勧奨を行うとともに、支給額計算結果が介護保険課に返されますが、この場合も、情報の中に国民健康保険の情報が含まれるため、目的外利用となります(②)。

**2 後期高齢者医療広域連合と介護保険の間の情報の授受**

- ① 介護保険課が後期高齢者医療広域連合から次の個人情報の提供を受けること(本人同意のない収集)  
〔後期高齢者医療被保険者世帯情報〕
- ② 介護保険課から後期高齢者医療広域連合に次の情報を提供すること(外部提供)  
〔介護保険被保険者データ、介護自己負担額情報〕
- ③ 介護保険課が後期高齢者医療広域連合から次の情報の提供をうけること(本人同意のない収集)  
〔支給額計算結果(世帯負担総額、世帯支給総額、所得区分ほか)〕
- ④ 上記①～③の取扱いに係る本人通知を省略すること。

**【説明】**

介護保険課が、後期高齢者医療保険の被保険者と重複している対象者を抽出するために、まず広域連合から「世帯情報」を入手します。これにより抽出した対象者の被保険者データと自己負担額情報を広域連合に提供します。

広域連合は提供されたデータに基づいて合算高額療養費支給額を計算し、勧奨を行うとともに、計算結果を介護保険課に返します(③)。

広域連合は区の実施機関ではないため、同連合との間の個人情報の授受は「外部提供」と「本人同意のない個人情報の収集」の問題となります。

### 3 国民健康保険と後期高齢者医療・介護保険(75歳到達者)との間の情報の授受

- ① 介護保険課及び区の後期高齢者医療から国民健康保険課に次の個人情報を提供すること(目的外利用)

[被保険者情報(被保険者番号、氏名、給付実績ほか)]

- ② 国民健康保険課から介護保険課及び後期高齢者医療に次の個人情報を提供すること(目的外利用)

[支給額計算結果(世帯負担総額、世帯支給総額、所得区分ほか)]

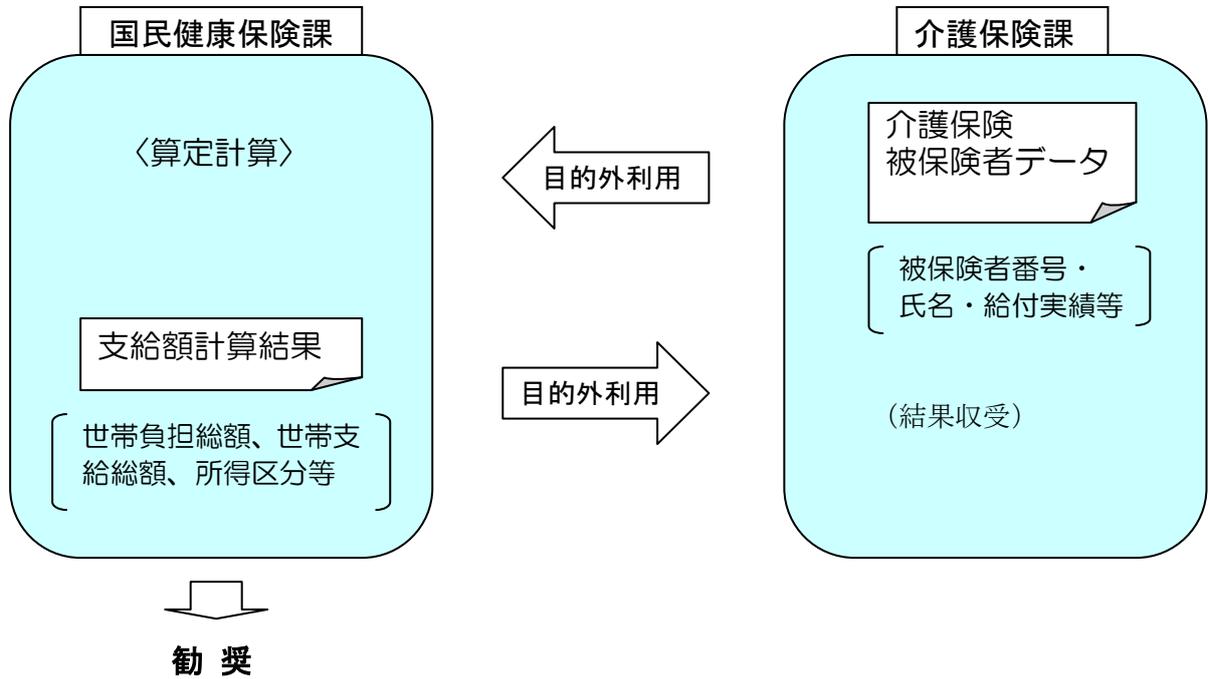
- ③ 上記①、②の取扱いに係る本人通知を省略すること。

#### 【説明】

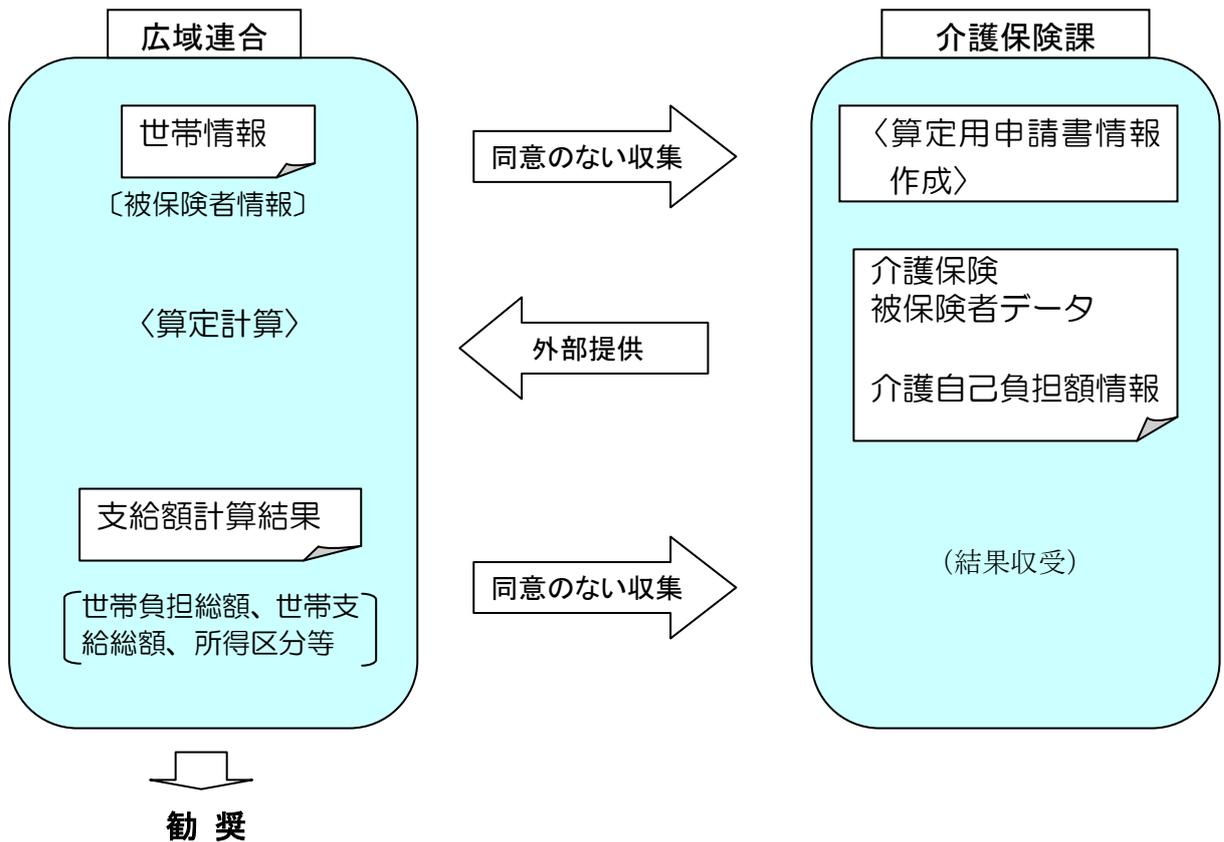
ここでの個人情報の授受は、支給計算対象期間内に75歳に到達した者が対象です。

国民健康保険課が介護保険課及び後期高齢者医療の双方から被保険者情報の提供を受けて、支給額の算定計算を行い、勧奨を行うとともに、計算結果を各保険者に返します(②)。

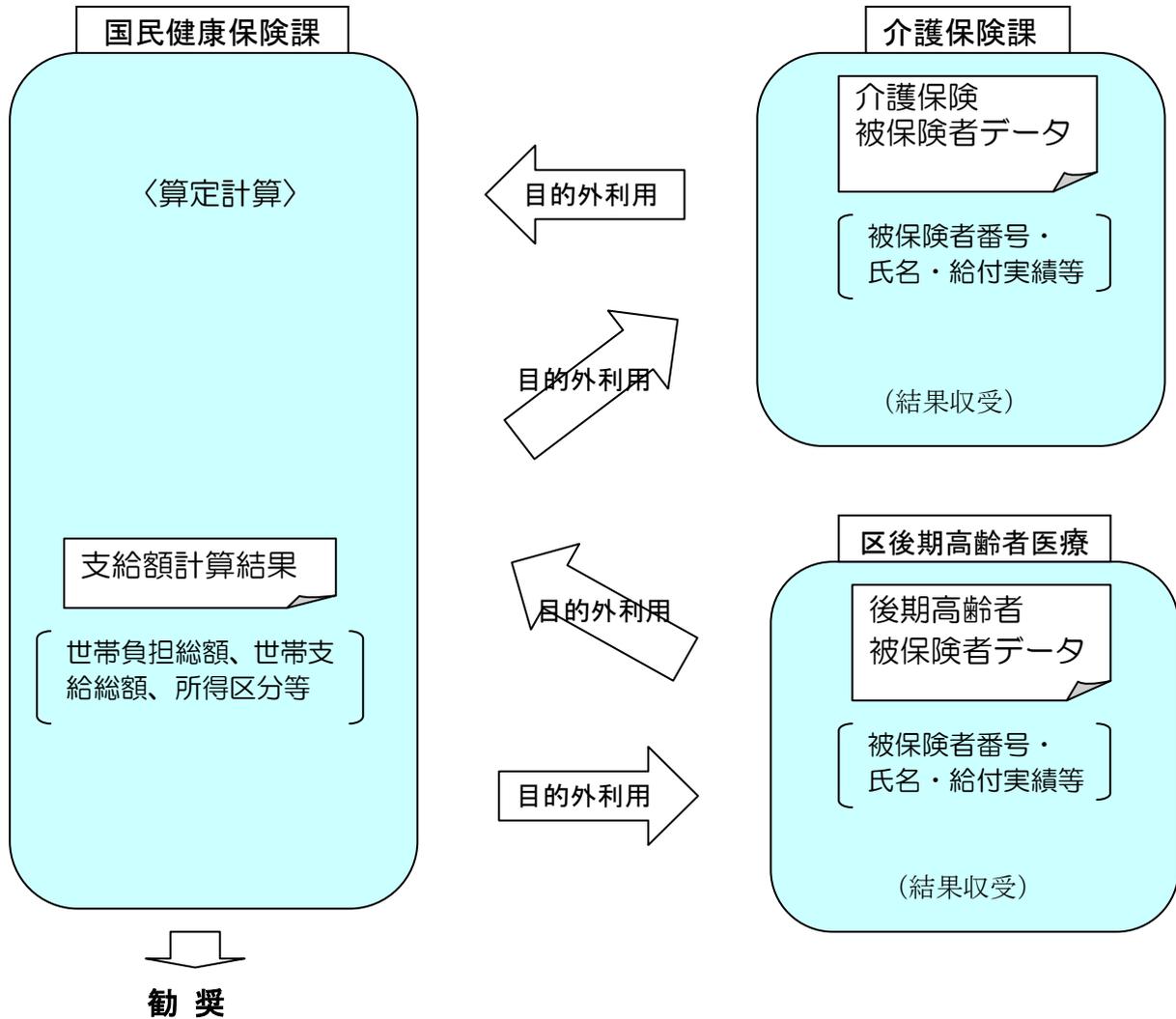
1 国民健康保険と介護保険



2 広域連合と介護保険



### 3 国民健康保険と後期高齢者医療・介護保険（75歳到達者）



#### <参考> 勧奨を行わない場合の手続き

